平成３０年（フ）第２１２号
静岡県湖西市ときわ１丁目５番72号セントラルハイツＣ－218、前住所静岡県湖西市梅田942番地の２アーバンハイツＢ－207
債務者　林　　和貴
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２１３号
静岡県湖西市ときわ１丁目５番72号セントラルハイツＣ－218、前住所静岡県湖西市梅田942番地の２アーバンハイツＢ－207
債務者　林　　美里（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２１６号
静岡県袋井市砂本町９番地の１
債務者　戸塚　健悟
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３４３６号
東京都北区神谷２丁目８－１－201
債務者　藤倉　京子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４７５号
東京都足立区梅島２丁目38－７－304
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５２５号
東京都新宿区上落合３丁目28－５
債務者　菅野　巨樹
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１号
静岡県藤枝市高柳２丁目９番７－１号　リヴィエール・ゲンソウＡ棟１号室
債務者　我妻　昌美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成３０年（フ）第２９号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅48棟403号、開始決定時の住所千葉県市原市八幡1526番地１
破産者　森山　文之
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１３号
千葉県船橋市海神２丁目17番44号　グレイス・モナリエ103号
破産者　大園　敏弘
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２０号
千葉市美浜区高洲４丁目５番２棟503号
破産者　辻　麻衣子
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２７２号
千葉県市川市塩焼４丁目７番16－101号
破産者　益田鉄筋有限会社
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１７号
千葉県我孫子市湖北台２－10－21、開始決定時の住所千葉県浦安市明海１丁目３番９－902号　夢海の街
破産者　鈴木　幸夫
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４１号
千葉県八千代市大和田新田949番地20
破産者　有限会社フォー・クラスタ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８６号
千葉県市川市鬼高３丁目１番９号　（ハイム金子Ｉ　102号）
破産者　林　　正己
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１５６号
千葉県浦安市海楽２丁目17番２－401号　ローズガーデン
破産者　高木　　巖
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９１号
千葉県船橋市丸山５丁目９番10号　ハイツフローラル202号
破産者　村上　貴信
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係